

特定国立研究開発法人特別措置法の概要

資料11
(総合科学技術・イノベーション会議
評価専門調査会研究開発法人部会
(H29.4.12)資料)

- 特定国立研究開発法人は、産学官の人材・知・資金を結集し、イノベーションシステムを強かに駆動する中核機関
- 総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)の意見を法人運営に反映する等の仕組みにより、国家戦略との連動性を高め、我が国の科学技術水準の著しい向上を図り、国際的な産業競争力の強化を実現

基本方針の策定(第3条) CSTIの意見を反映した基本方針の策定

基本方針に基づく中長期目標の策定(第5条)

CSTIの意見を反映し、主務大臣が中長期目標を策定・変更

Plan

制度の見直し(附則第5条)

政府は適当な時期に所要の法改正を含む制度の在り方を検討

Action

長の解任(第4条)

研究開発成果の創出が見込まれない場合は主務大臣が長を解任可能

目的(第1条)

- 産業競争力を強化するため、我が国の科学技術の水準の著しい向上を図ることが重要
- 世界最高水準の研究開発成果の創出、普及、活用の促進

対象法人(第2条)

物質・材料研究機構
理化学研究所
産業技術総合研究所

Check

評価(第5条)

CSTIの意見を反映した主務大臣による成果の評価

業務運営の改善(第5条)

中長期計画に基づき業務運営を改善

情勢変化に迅速な対応(第7条)

主務大臣が科学技術に関する著しい情勢変化への迅速な対応を要求

Do

報酬・給与の特例(第6条)

- 世界最高水準の専門知識・経験を有する国際的に卓越した人材への報酬・給与の支給基準を柔軟化
- 若年の研究者等の育成及び活躍の推進に配慮

研究開発等の特性への配慮(第8条)

政府は研究開発等の特性(注)に配慮

(注)「長期性」「不確実性」「予見不可能性」「専門性」など

：ガバナンスの強化

：研究開発力の強化

特定国立研究開発法人特別措置法に基づく基本方針の概要

第1 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1. 特定法人による研究開発等の促進の意義

○国全体として基礎から実用化までを通じて成果の最大化を図り、世界に誇ることのできる仕組みを創り上げ、国際競争を勝ち抜く国力を培う

2. 特定法人による研究開発等の促進の基本的な方向

○国家戦略に基づき世界最高水準の研究開発成果を創出、普及及び活用の促進、国家的課題の解決を先導

○我が国全体のイノベーションシステムを牽引する中核機関として、産学官の人材、知、資金等の結集する場の形成を先導

○制度改革等に先駆的に取り組み、他の国立研究開発法人をはじめとする研究機関等への波及・展開を先導

○長の明確な責任の下、迅速、柔軟かつ自主的・自律的なマネジメントの確保

第2 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関して政府が講ずべき措置に関する基本的な事項

1. 資源の確保・充実

○基盤的経費の確実な措置、効率化に関する削減目標数値の検討、適切な人件費の確保

○外部資金獲得のインセンティブを高める仕組みの活用

○先端研究施設の共用促進、施設整備費等の必要な措置

2. 特定法人制度及び関連制度に係る措置等に関する事項

○法人の長の任命と自主的な運営の尊重

○研究開発等の特性に配慮した中長期目標の策定及び業務実績評価の実施と結果の科学技術・イノベーション政策への反映

○研究開発等の特性を踏まえた迅速かつ効果的な調達

○法人の長の解任、措置要求に当たっての留意事項

○関連制度の在り方、制度改革、運用改善の検討

第3 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進を図るための体制の整備に関する事項

1. 法人の長のマネジメントの裁量の確保・尊重

○長がリーダーシップを存分に発揮できる運営の確保

2. 世界最高水準の研究開発等を実施するための体制の強化

○国際的に卓越した人材を確保・育成するための体制

○研究者が研究開発等に注力するための体制

○産学官連携・協力に係る体制、企画・立案機能の強化

○国際標準化活動を積極的に推進するための体制

3. 適正な研究開発等の実施を確保するための体制の充実

○不正防止、法令遵守・リスク管理体制の適切な構築

第4 その他特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関し必要な事項

○総合科学技術・イノベーション会議の役割

○各政府関係機関の協調体制の構築

○「地方創生」の観点からの取組の推進

○国立研究開発法人イノベーション戦略会議(仮称)の活用